

平塚市車両広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市が管理する車両(以下「車両」という。)への広告掲載について、平塚市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の色彩等)

第2条 車両に掲載できる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの
- (4) 都市景観との調和を損なうもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれがあるもの

(広告の掲載方法等)

第3条 車両への広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムのラッピングによるもの等とし、車両本体に直接表示する方法によることはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載料金、掲載期間、掲載位置及び掲載内容については、別表のとおりとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報ひらつか、平塚市ホームページ等を使用して行うものとする。

(広告掲載の申込手続等)

第6条 車両への広告掲載を申し込もうとする者は、平塚市車両広告掲載申込書(第1号様式)に広告案を添付(以下「申込書等」という。)して市長に提出するものとする。この場合、市に納付すべき市税等を完納していなければならない。

2 市長は、前項申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を平塚市車両広告掲載決定通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。この場合において、広告の掲載を決定された者(以下「広告主」という。)は、当該広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

3 広告主は、平塚市屋外広告物条例(平成24年条例第29号)による許可を受けなければならない。

4 市長は、第2項の決定をする場合において、当該決定に係る広告の枠について申込書等を提出したものの数が枠数を超える場合は、当該申込書等を提出したもののうちから抽選により広告を掲載することができるものを決定する。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載

料を一括納付しなければならない。

(費用負担等)

第8条 広告の作成費用、車両への掲載費用及び掲載期間の終了した場合、又は掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告掲載の取消)

第9条 市長は、次に該当するときは、第6条第2項の広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第7条の期日までに広告掲載料を一括して納入しなかったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、平塚市車両広告掲載取消決定通知書(第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(既納の広告掲載料の不還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和4年9月9日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和4年9月14日）から施行する。

別表（第4条関係）

1 広告の規格及び掲載料金

車種	規格（cm）（縦×横）	掲載料金
公用車（軽自動車）	（50×70）（左右両側面）	20,000円

2 掲載期間 広告掲載日から1年間（広告の掲載及び撤去作業に係る期間を含む。）

3 掲載位置 市長が指定する車両の左右両側面

4 掲載内容 広告主の氏名（法人にあっては名称）、広告主の電話番号は必ず記載するものとする。

ただし、電話番号を明示できないと市長が認めた場合は、この限りではない。

平塚市車両広告掲載申込書

年 月 日	
（提出先） 平塚市長	
（申込者）住所又は所在地	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）	
平塚市車両への広告掲載について、次のとおり申し込みます。	
法人その他団体の概要	
掲載希望台数（2～5台）	台
申込者連絡先	担当部署 氏名 電話番号 メールアドレス

（申出事項）

- 1 広告デザイン案は別添のとおりです。
- 2 「平塚市広告掲載要綱」及び「平塚市車両広告掲載取扱要綱」の規定を遵守した上で、上記のとおり申し込みます。
- 3 平塚市広告掲載要綱第2条第1号アからナの規定に該当していないことを誓約します。
- 4 平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
- 5 広告掲載の決定を受けた場合には、市長が指定する期日までに広告料を納付します。
- 6 平塚市広告掲載要綱第11条第1項または平塚市車両広告掲載取扱要綱第9条第1項の規定により、広告掲載を取り消された場合には、広告料の返還を市長に求めません。
- 7 広告の内容に関し、一切の責任を負います。

平塚市車両広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

平塚市長 氏 名

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載します 掲載しません 【理由】
掲載内容	
掲載期間	広告掲載日より1年間 年 月 日から 年 月 日まで
掲載料	円 同封の納入通知書により、納期限までに指定の場所でお支払ください。
掲載条件	「平塚市広告掲載要綱」「平塚市車両広告掲載取扱要綱」を遵守すること。 平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当する場合には、市長は広告の掲載を取り消します。この場合、これにより生じた損害に対して市は責任を負いません。また、納付された広告掲載料は還付いたしません。なお、市に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

第3号様式（第9条関係）

平塚市車両広告掲載等取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

平塚市長 氏 名

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載料が未納 要綱の規程に違反 その他
	理由
取消年月日	年 月 日
掲載料	返還なし 返還あり 円